

令和6年度諮問（情）第2号
令和6年度諮問（個）第2号
答申（情）第135号
答申（個）第33号

「特定学校における推薦型選抜受験に関する文書の公文書部分開示決定ほか3件に係る審査請求に対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定及び保有個人情報部分開示決定については、非開示及び不開示とした部分のうち栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）が開示すべきと判断した部分については開示するとともに、保有個人情報不開示決定については、改めて対象となる保有個人情報を特定し、開示決定等をすべきである。

第2 質問事案の概要

1 開示請求

(1) 開示請求1

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和5(2023)年12月1日付で、「〇〇学科入学試験（推薦入試）に関する全ての書類（特に、〇〇学科の入試判定基準、推薦書の内容による推薦要件逸脱の判定を明確化するもの）」について公文書開示請求（以下「開示請求1」という。）を行った。

(2) 開示請求2

審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、令和5(2023)年11月24日付で、「〇〇学科の推薦入試に関する全ての自己情報（推薦書、担任からの所見、調査書、受験の点数、採点基準、合否判定基準等）」について保有個人情報開示請求（以下「開示請求2」という。）を行った。

(3) 開示請求3

審査請求人は、実施機関に対し、法第77条第1項の規定により、令和6(2024)年2月21日付で、次の情報について保有個人情報開示請求（以下「開示請求3」という。）を行った。

- ア 一般選抜における学力点数、小論文点数、面接点数
- イ 推薦選抜における小論文の詳細な配点や採点
- ウ 推薦受験における受験者の小論文点と面接点の順列リストと合格者ランクの明示（受験番号は不要）
- エ 調査書と推薦書が関係していない証明

2 実施機関の処分

(1) 開示請求1に対する処分

実施機関は、開示請求1に対して、令和5(2023)年12月15日付で、別表1に掲げる公文書を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当するものとして、条例第11条第1項の規定により公文書部分開示決定（以下「処分1」という。）を行った。

(2) 開示請求 2 に対する処分

実施機関は、開示請求 2 に対して、令和 5 (2023) 年 12 月 26 日付けで、別表 1 に掲げるとおり、これらの公文書の一部に記載された保有個人情報を特定し、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当するものとして、法第 82 条第 1 項の規定により保有個人情報部分開示決定（以下「処分 2」という。）を行った。

(3) 開示請求 3 に対する処分

実施機関は、開示請求 3 に対して、令和 6 (2024) 年 3 月 19 日付けで、別表 2 に掲げるとおり、これらの公文書の一部に記載された保有個人情報を特定し、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当するものとして、法第 82 条第 1 項の規定により保有個人情報部分開示決定（以下「処分 3」という。）を行った。

また、次の保有個人情報については、対象となる文書を作成していない、又は証明をする文書がないとして、法第 82 条第 2 項の規定により保有個人情報不開示決定（以下「処分 4」という。）を行った。

ア 推薦受験における受験者の小論文の合格者ラインの明示

イ 推荐受験における受験者の面接点の順列リストと合格者ラインの明示

ウ 推荐受験における受験者の小論文点及び面接点合計の合格者ラインの明示

エ 調査書と推薦書が関係していない証明

3 審査請求

(1) 処分 1 に対する審査請求

ア 審査請求人は、処分 1 を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 2 条の規定により、実施機関に対し、令和 6 (2024) 年 3 月 6 日付けで審査請求（以下「審査請求 1」という。）を行った。

イ 実施機関は、形式審査において不備があったことから、行審法第 23 条の規定により、口頭で補正の指示を行い、審査請求人による補正があったため、令和 6 (2024) 年 3 月 21 日付けでこれを受理した。

(2) 処分 2 に対する審査請求

ア 審査請求人は、処分 2 を不服として、行審法第 2 条の規定により、実施機関に対し、令和 6 (2024) 年 3 月 6 日付けで審査請求（以下「審査請求 2」という。）を行った。

イ 実施機関は、形式審査において不備があったことから、行審法第 23 条の規定により、口頭で修正の指示を行い、審査請求人による補正があったため、令和 6 (2024) 年 3 月 21 日付けでこれを受理した。

(3) 処分 3 及び処分 4 に対する審査請求

ア 審査請求人は、処分3及び処分4を不服として、行審法第2条の規定により、実施機関に対し、令和6(2024)年3月30日付けで審査請求（以下「審査請求3」という。）を行った。

イ 実施機関は、形式審査において不備があったことから、行審法第23条の規定により、口頭で修正の指示を行い、審査請求人による補正があつたため、令和6(2024)年4月9日付けでこれを受理した。

4 審理手続の併合

実施機関は、審査請求1から審査請求3までの事案について、根拠法令が異なる処分に対する審査請求ではあるが、審査請求人及び実施機関が同一であり、本件に係る公文書が重複するなど関連性の高い事案であることから、行審法第39条の規定により、審理手続を併合することとした。

5 諮問

実施機関は、併合した審査請求1から審査請求3までの事案について、条例第19条第1項及び法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6(2024)年6月5日付けで、審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求1

処分1について、条例第7条第2号及び第5号を理由として非開示とされた情報の全てを公開するよう求める。

(2) 審査請求2

処分2について、法第78条第1項第2号及び第7号を理由として不開示とされた情報の全てを公開するよう求める。

(3) 審査請求3

処分3について、法第78条第1項第2号及び第7号を理由として不開示とされた情報の全てを公開するよう求める。また、処分4について、文書を作成していないこと及び文書の不存在を理由として不開示とされた情報の全てを公開するよう求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求1

ア ○○学科推薦入試における推薦書の内容が受験結果に影響している疑いがあるため、令和6(2024)年度学生募集要項における推薦要件3（卒業後、栃木県内において○○○として地域に貢献しようとする積極的な意思を有する者）及び推薦要件4（合格した場合、本校に入学することを確約

- できる者）について〇〇学科側が認めている判定内容を明確にしたい。
- イ 小論文の審査過程にも疑義がある。特に、推薦と学力における小論文の審査基準、受験者全体の点数のみ（小論文及び合計）の順列及び審査請求人の位置を把握したい。
- ウ 審査請求人に対する備考欄、審議欄の記述の内容を明確にしたい。
- (2) 審査請求 2
- ア (1) アのとおり
- イ 小論文の審査過程にも疑義がある。
- ウ 推薦書の内容が受験結果に影響しなかったということを明らかにしたい。
- エ 実際の小論文試験の解答と採点状況、また、小論文、面接、総合評価における審査請求人の備考欄、審議欄の記述を明確にしたい。

- (3) 審査請求 3
- ア (1) アのとおり
- イ 小論文の審査過程、総合点数の順列にも疑義があり、特に、審査請求人の備考欄、審議欄の記述の内容を明確にしたい。
- ウ 〇〇学科からは、推薦書にミスがあり、審査請求人の真意と異なることを推薦書に記載した旨の謝罪があり、〇〇学科代表からは、面接と小論文でしか評価しないため、推薦書の内容は関係していないと口頭で説明された。
- エ しかし、度重なる嘘やその場しのぎの場当たり的な説明などが多数あり、〇〇学科及び〇〇学科の両学科で情報共有し、都合の良いように記載している可能性も否めない。
- オ 本件は、内部推薦の受験者ほど情報が漏れ、受験が不利になる可能性もあり、外部の受験者も参加する受験として公平性の欠如につながる可能性がある。
- カ 特に、不開示決定通知の推薦受験結果における総得点の順列と合格者ラインに関する文書がない旨の記載（合計点で合否判定すると回答した学校側回答との齟齬）や、一般受験に関する文書において審査請求人の欄だけに手書きで「合」、「否」と記載している意味などが不明である。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書及び意見聴取によると、おおむね以下のとおりである。

1 処分 1

(1) 公文書の特定について

令和6(2024)年度学校推薦型選抜に係る文書として、別表1に掲げる公文書(18件)を特定した。

(2) 条例第7条第2号について

別表1に掲げる公文書について、令和6(2024)年度学校推薦型選抜に係る情報が記載されており、受験者及び合格者の氏名等が記載されていることから、条例第7条第2号に該当するものとして非開示とした。

(3) 条例第7条第5号について

別表1に掲げる公文書について、令和6(2024)年度学校推薦型選抜に係る情報が記載されており、開示することにより適正な試験の実施に支障があることから、条例第7条第5号に該当するものとして非開示とした。

2 処分2

(1) 保有個人情報の特定について

別表1に掲げる公文書のうち、公文書1、公文書2、公文書7、公文書15、公文書16、公文書17及び公文書18に記載された保有個人情報を特定した。

(2) 法第78条第1項第2号について

別表1に掲げる公文書のうち、公文書1、公文書2、公文書15、公文書16、公文書17及び公文書18に開示請求者以外の個人情報が記載されていることから、法第78条第1項第2号に該当するものとして不開示とした。

(3) 法第78条第1項第7号について

別表1に掲げる公文書のうち、公文書15、公文書16、公文書17及び公文書18に開示することにより適正な試験の実施に支障がある情報が記載されていることから、法第78条第1項第7号に該当するものとして不開示とした。

3 処分3

(1) 保有個人情報の特定について

別表2に掲げる公文書に記載された保有個人情報を特定した。

(2) 法第78条第1項第2号について

別表2に掲げる公文書における保有個人情報は、令和6(2024)年度一般選抜及び学校推薦型選抜に係る情報であり、開示請求者以外の個人情報が記載されていることから、法第78条第1項第2号に該当するものとして不開示とした。

(3) 法第78条第1項第7号について

別表2に掲げる公文書における保有個人情報は、令和6(2024)年度一般選抜及び学校推薦型選抜に係る情報であり、開示することにより適正な試験の実施に支障があることから、法第78条第1項第7号に該当するものとして不開示とした。

4 処分4

審査請求人が求める保有個人情報（第2の2(3)のアからエまで）については、対象となる文書を作成していない、又は証明をする文書がないことから、

法第82条第2項に該当するものとして不開示とした。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようになるとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 法は、個人情報を取り扱う行政機関等が遵守すべき義務等を定めることにより個人の権利利益を保護することを目的の1つとし、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用訂止を請求する権利を明らかにしている。
- (3) 行審法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為などの権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件では、開示請求1から開示請求3までに対して行った処分1から処分4までがこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、処分1から処分4まで以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も処分1から処分4までの違法性及び不当性の判断に限られる。

- (4) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方並びに(3)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利及び保有個人情報の開示を求める権利が侵害されることがないよう条例及び法を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 関係規定

(1) 条例

ア 条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

イ 条例第7条第2号は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別で

きるもの」は同号ただし書に該当する情報を除き、非開示にすると規定している。

また、同号ただし書は、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、それぞれ本文に該当するものであっても開示しなければならないと規定している。

ウ 条例第7条第3号は、「法人その他の団体（略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」と規定し、「次に掲げるもの」として「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する場合は非開示にすると規定している。

エ 条例第7条第5号は、「県の機関（略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」として「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当する場合は非開示にすると規定している。

（2）法

ア 法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（略）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している。

イ 法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、同号ただし書に該当する場合を除き不開示にすると規定している。

また、同号ただし書は、「法令の規定により慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を除き不開示にすると規定している。

ウ 法第78条第1項第7号は、「地方公共団体（略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」として「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当する場合は不開示にすると規定している。

3 公文書及び保有個人情報の特定

- (1) 審査請求人は、開示請求1から開示請求3までのとおり、実施機関の〇〇学科における推薦入試・一般入試に関する公文書及び保有個人情報の開示請求を行った。審査会が、口頭意見陳述において審査請求人に開示請求の趣旨を確認したところ、入学選抜の判定が決定される過程を明確にする文書の開示を求めているとのことである。
- (2) これに対して、実施機関は、開示請求1及び開示請求2については別表1のとおり公文書及び保有個人情報を特定し、また、開示請求3のうち処分3については別表2のとおり保有個人情報を特定しており、審査請求人の主張との違いは認められない。
- (3) ただし、処分2及び処分3において実施機関が法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした部分について、審査会でインカメラ審理を行ったところ、当該不開示部分は、そもそも開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分と認められることから、対象保有個人情報とすべきではなかった。
- (4) また、開示請求3のうち処分4について、実施機関は公文書の不存在を主張するが、審査会が確認したところ、審査請求人が求める情報の一部について、下記のとおり処分1、処分2及び処分3で特定された公文書又は保有個人情報の中に存在することが認められる。

ア 第2の1(3)イのうち「推薦選抜における小論文の詳細な配点」
処分1に係る別表1の公文書3のうち「令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜小論文評定表（様式2－1）」

イ 第2の1(3)イのうち「推薦選抜における小論文の詳細な採点」
(ア) 処分2

別表1の公文書15及び公文書16のうち「令和6(2024)年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜小論文集計表(様式3-1)」及び「令和6(2024)年度学校推薦型選抜小論文集計表」

(イ) 処分3

別表2の公文書23のうち「令和6(2024)年度学校推薦型選抜小論文集計表」

ウ 第2の1(3)ウのうち「推薦受験における受験者の小論文点の合格者ラインの明示」

(ア) 処分1及び処分2

別表1の公文書15のうち「令和6(2024)年度学校推薦型選抜小論文集計表」

(イ) 処分3

別表2の公文書24「令和6(2024)年度学校推薦型選抜小論文集計表」

エ 第2の1(3)ウのうち「推薦受験における受験者の小論文点及び面接点合計の合格者ラインの明示」

(ア) 処分1及び処分2

別表1の公文書15のうち「令和6(2024)年度学校推薦型選抜結果一覧表(様式7-1)」

(イ) 処分3

別表2の公文書24「令和6(2024)年度学校推薦型選抜結果一覧表(様式7-1)」

(5) なお、第2の1(3)ウのうち「推薦受験における受験者」の「面接点の順列リストと合格者ラインの明示」及び第2の1(3)エのうち「調査書」については、開示請求3となる保有個人情報の存在は認められなかった。

(6) 以上のことから、開示請求3のうち処分4については、改めて対象となる保有個人情報を特定し、開示決定等をすべきである。

また、開示請求3の一部に、審査請求人に係る保有個人情報ではない情報が含まれていることから、実施機関は、条例及び法の趣旨を踏まえた上で、審査請求人が求める情報についての開示請求となるよう補正等に努めるべきであった。

4 非開示及び不開示の該当性

処分1、処分2及び処分3で特定される公文書及び保有個人情報は、別表1及び別表2のとおりであり、実施機関は、「個人に関する情報」(条例第7条第2号)、「本人以外の個人に関する情報」(法第78条第1項第2号)又は「事務又は事業に関する情報」(条例第7条第5号又は法第78条第1項第7号)に該当するものを非開示又は不開示とした。

これらのうち、「事務又は事業に関する情報」については、非開示又は不開

示とした部分を開示した場合に支障となる具体的な内容の説明が不十分であったため、実施機関に資料の追加提出を求めたところ、下記のとおり表1の提出を受けた。

(表1) 事務事業を理由とする非開示及び不開示理由一覧

| 分類 | 非開示理由 |
|----|--|
| A | 公表時期を最終合格発表以降としているため、一般選抜が終了していない開示決定時点では非公開とした。 |
| B | 評価項目に配点の軽重があるものがあり、配点の違いは評価過程に関わる情報であり、適正な評価に影響が生じるおそれがあるため。 |
| C | 役職等の開示は個人の特定につながり、萎縮効果により適正な判断に影響が出るおそれがあるため。 |
| D | ○段階評価であることは評価過程に関わる情報であり、適正な評価に影響が生じるおそれがあるため。 |
| E | 開示により評価項目の配点(B)が明らかになるため。 |
| F | 審議に関わる情報であり、適正な評価や審議に影響が生じるおそれがあるため。 |
| G | 出題の過程に関する情報であり、公にすることで適正な選抜の実施に影響が生じるため。 |
| H | 試験委員の個人名の開示は、萎縮効果により適正な判断に影響を及ぼすおそれがあるため。 |
| K | 試験関係者の所属・役職・個人名等は選抜試験実施における内部の体制であるため。 |
| L | 個人情報であるため。 受験番号を非開示にしているのは、受験番号から個人を特定し、得点順の資料で他者の順位を知り得ることを避けるため。 |
| M | 本校の規模からすると、学内からの受験の場合、試験委員が特定される可能性があり、試験委員ごとの評価を開示することにより試験委員に萎縮効果が生じ適正な判断に影響が出るおそれがあるため。 |
| N | 本校の規模からすると、学内からの受験の場合、試験委員の特定につながる可能性がある。 |
| P | 学校推薦型申込一覧は、各学校で推薦者を選定するに当たり、人数等を含め各学校で判断しているため、推薦者の人数を相手方の学校に確認せずに公表することはできないため。 |

審査会は、表1で示された非開示及び不開示理由も踏まえて、実施機関が行った処分1から処分4までの非開示及び不開示が妥当であったか否か検討する。なお、開示請求に係る個々の非開示及び不開示の部分・項目については、別表1及び別表2に示すとおりである。

(1) 個人に関する情報

ア 処分1（条例第7条第2号該当性）

実施機関が条例第7条第2号に該当するとして非開示とした部分には、受験者又は合格者の個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができることから、同号の非開示情報に該当する。

よって、当該情報について実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 処分2及び処分3（法第78条第1項第2号該当性）

実施機関が法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした部分については、3(3)のとおり当該不開示部分が開示請求の対象外であることから、結果として不開示となるとしても、同号該当による不開示決定をすべきではなかった。

ウ 実施機関が「事務又は事業に関する情報」分類Lとした情報

実施機関が条例第7条第5号に該当するとして非開示とした表1の分類Lの情報について、審査会でインカメラ審理を行ったところ、同条第2号の「個人に関する情報」に該当するものと認められることから、非開示とすべきである。

エ 実施機関が「事務又は事業に関する情報」分類Pとした情報

実施機関が条例第7条第5号に該当するとして非開示とした表1の分類Pの情報について、審査会でインカメラ審理を行ったところ、出願人数に限っては人数が少数の場合に個人の特定につながるおそれがあり、同条第2号の「個人に関する情報」に該当するものと認められることから、非開示とすべきである。

オ 実施機関が「事務又は事業に関する情報」分類Gとした情報の一部

実施機関が条例第7条第5号に該当するとして非開示とした表1の分類Gの情報の一部について、審査会でインカメラ審理を行ったところ、出願人数に限っては人数が少数の場合に個人の特定につながるおそれがあり、同条第2号の「個人に関する情報」に該当するものと認められることから、非開示とすべきである。

(2) 法人等に関する情報

実施機関は、「事務又は事業に関する情報」分類Pとした情報について、事務又は事業の支障理由を「学校推薦型申込一覧は、各学校で推薦者を選定するに当たり、人数等を含め各学校で判断しているため、推薦者の人数を相手方の学校に確認せずに公表することはできないため。」と説明する。これは、

条例第7条第3号に関わることから、「法人等に関する情報」に該当するかについて、審査会でインカメラ審理を行った。

当該情報において、(1)エのとおり、個人情報につながるおそれがある出願人数を非開示とする場合には、各学校の具体的な不利益が考えられないことから条例第7条第3号には該当しない。

よって、当該情報については、「個人に関する情報」として非開示となる出願人数を除き開示すべきである。

(3) 事務又は事業に関する情報

審査会は、実施機関が追加提出した表1における説明内容の確認及び事務又は事業の支障となる具体的な事由についてインカメラ審理を行った。

処分1は条例第7条第5号の該当性、処分2及び処分3は法第78条第1項第7号の該当性が問題となるが、それらは、いずれも事務又は事業の支障となる具体的な内容に応じて、開示又は非開示若しくは不開示が判断される。支障のおそれが示されるだけでは不十分であり、実施機関における事務又は事業の具体的な支障の内容が明確に示されているかどうかが基準となるのであり、判断の基準に違いはないことを踏まえ、審査会においては、表1の分類を「ア 関係者の特定による事務又は事業への支障」、「イ 試験情報の開示による試験自体への支障」として整理した上で、分類ごとに検討する。

ア 関係者の特定による事務又は事業への支障

実施機関は、試験関係者個人が特定されることで、その者による率直な意見の表明や公正な評価ができないことを主張する。これに関する具体的な項目は、表1に従うとき、分類C、H、K、M及びNが該当する。問題作成や採点等に関わる個人が特定されると、試験の遂行に支障があると認められることから、開示による支障の具体的な内容と最低限となる非開示及び不開示の範囲について検討する。

(ア) 役職等（分類C）

実施機関は、役職等の開示は個人の特定につながり、萎縮効果により適正な判断に影響が出るおそれがあると主張する。

問題作成関係職員・試験委員・面接委員で個人が特定される場合は、問題作成という業務の特殊事情により当該業務に支障があると考えられることから、非開示及び不開示は妥当である。

一方、問題作成関係職員・試験委員・面接委員で個人が特定されない場合は、通常、当該業務を担当すると想定される役職等が示されているのみで、当該業務に係る具体的な支障が明確ではないことから、開示が妥当である。

(イ) 試験委員の個人名（分類H）

実施機関は、試験委員の個人名の開示は萎縮効果により業務における

適正な判断に影響を及ぼすおそれがあると主張する。

試験委員の個人名は、当該業務の特殊事情により、開示した場合、当該業務に支障があると考えられることから、非開示及び不開示は妥当である。

(ウ) 試験関係者の所属・役職・個人名等（分類K）

実施機関は、試験関係者の所属・役職・個人名等は選抜試験の実施における内部の体制であるためこれらの開示は当該業務に支障があると主張する。

問題作成及び採点に関わる担当職員の所属・役職・個人名等は、当該業務の特殊事情により当該業務に支障があると考えられることから、非開示及び不開示は妥当である。

一方、問題作成及び採点以外の業務については、当該業務に係る具体的な支障が明確でないことから、開示が妥当である。

(エ) 試験委員ごとの点数（分類M）

実施機関は、学校の規模からすると、学内からの受験の場合、試験委員が特定される可能性があり、試験委員ごとの評価を開示することにより試験委員に萎縮効果が生じ、適正な判断に影響が出るおそれがあると主張する。

個人が特定される場合の試験委員ごとの点数は、当該業務の特殊事情により、当該業務に支障があると考えられる。しかし、(ア)で述べた考え方（問題作成関係職員・試験委員・面接委員のうち、個人が特定される場合は非開示及び不開示、特定されない場合は開示がそれぞれ妥当）を踏まえるとき、試験委員ごとの点数は、試験委員が特定されなければ、当該業務に支障がないと考えられることから、開示が妥当である。

(オ) 試験委員の区分（分類N）

実施機関は、学校の規模からすると、学内からの受験の場合、試験委員の特定につながり、萎縮効果により適正な判断に影響を及ぼすおそれがあると主張する。

審査会において、対象となる情報を確認したところ、試験委員の区分が記載されていた。当該分類の情報は、(ア)、(イ)及び(ウ)に分類する情報のうち、試験委員が特定される情報を非開示及び不開示とすることにより、開示をした場合も試験委員の特定には至らないと考えられる。

よって、当該分類の情報は開示すべきである。

イ 試験情報の開示による試験自体への支障

実施機関は、「特定の者（開示請求者）にのみ試験情報を開示すると試験の公平性が阻害される。」、「採点基準や試験の実施手法等を開示すると受験者が試験対策のみを行い、能力や資質の把握ができなくなり試験の

意味がなくなる。」旨を主張する。これらの具体的な項目は、表1に従うとき、分類A、B、D、E、F及びGに該当する。

(ア) 試験における評価項目・評価基準等（分類A、B、D及びE）

実施機関は、公表時期を最終合格発表後としていること、また、評価過程に関わる情報であり、開示することにより適正な評価に影響が生じるおそれがある旨を主張する。実施機関の主張は、当該分類の情報を開示したときのおそれを述べているのみで、具体的な支障は明確になっていない。

分類別に見ると、分類Aのうち大部分については、本来であれば、これらの情報は、公平性を念頭に公表の上、評価の基準を明示して試験を実施すべきであるような情報であると考えられることから開示すべきである。なお、分類Aには、試験問題が含まれており、事前に公表すると、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから、試験実施前においては非開示とすべきであり、試験終了後であれば、開示しても試験の実施に影響はないと考えられることから、開示が妥当である。

また、分類B、D及びEは、むしろ開示することで、適正な評価が行われていると示すことが可能である。

よって、当該分類の情報は開示すべきである。

(イ) 小論文・面接の評定基準及び評定結果（分類F）

実施機関は、審議に関わる情報であり、適正な評価や審議に影響が生じるおそれがあると主張する。

審査会において、対象となる情報を確認したところ、小論文・面接試験の評定に関わる詳細な内容が記載されており、開示することにより適正な試験の実施に影響を及ぼすことから、非開示が妥当である。

(ウ) 問題作成に関する情報（分類G）

実施機関は、出題の過程に関する情報であり、公開することで適正な選抜の実施に影響が生じると主張する。

問題作成過程の具体的な内容は、開示することにより適正な選抜に支障があると考えられることから、非開示が妥当である。

一方、問題作成過程における具体的な内容以外の情報については、具体的な支障が明確でないことから、開示が妥当である。

ウ　まとめ

以上で述べた考え方従って、処分1の条例第7条第5号該当性、処分2及び処分3の法第78条第1項第7号該当性を個別に判断すると、別表1及び別表2のとおりとなる。

(4) 処分4に関わる不開示部分の該当性

処分4については、3(4)、(5)及び(6)で述べたとおりであることから、

改めて述べることは省略する。

5 結論

以上のことから、審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 附言

- (1) 本件は、実施機関が開示対象外の情報（他者の個人情報等）を、開示を実施した文書において「白抜き処理」をしているにもかかわらず、対象保有個人情報に含めるなど、対象公文書及び対象保有個人情報の特定が十分でなかった。特に、処分4の一部の情報は審査請求人に係る保有個人情報ではないことから、公文書開示請求として行われた場合は、審査請求人が求めた情報が開示された可能性もある。実施機関は、今後、審査請求人の請求の趣旨に沿って焦点を絞った対象公文書及び対象保有個人情報の特定等を行うべきである。
- (2) また、開示、非開示及び不開示の判断に当たっては、公文書の性質から形式的に行っており、非開示及び不開示情報の検討が十分でなかった。実施機関は、条例第7条各号及び法第78条第1項各号に掲げる非開示及び不開示情報を除き、開示すべきであるという情報公開制度及び個人情報保護制度の趣旨に鑑み、非開示及び不開示となる情報は必要最低限とすべきである。
- (3) さらに、開示決定はもとより弁明書に至るまで、非開示及び不開示となる根拠についての具体的な説明が十分に示されていなかった。このことは、審査請求人からの反論の機会を実質的に奪うことにつながったといえる。実施機関が非開示及び不開示を行う場合は、その具体的な根拠を示すべきである。
- (4) これらの実施機関における公文書開示制度及び個人情報開示制度に係る運用において、審査庁である〇〇〇〇課のサポートも十分であったとはいえない。開示決定を行った栃木県立〇〇〇〇〇校及び審査庁である〇〇〇〇課は、それぞれが情報公開及び個人情報保護の趣旨に鑑み、適切な手続になるよう努めるべきである。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--|-----------------------------|
| 令和 6 (2024) 年 6 月 5 日 | ・ 質問序から質問書を受理 |
| 令和 6 (2024) 年 12 月 20 日 (第79回審査会第 1 部会) | ・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 1 月 24 日 (第80回審査会第 1 部会) | ・ 実施機関の意見聴取 ・ 第 2 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 2 月 28 日 (第81回審査会第 1 部会) | ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 第 3 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 3 月 21 日 (第82回審査会第 1 部会) | ・ インカーメラ審理 ・ 第 4 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 4 月 25 日 (第83回審査会第 1 部会) | ・ インカーメラ審理 ・ 第 5 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 5 月 23 日 (第84回審査会第 1 部会) | ・ インカーメラ審理 ・ 第 6 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 7 月 25 日 (第86回審査会第 1 部会) | ・ インカーメラ審理 ・ 第 7 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 8 月 22 日 (第87回審査会第 1 部会) | ・ 第 8 回審議 |
| 令和 7 (2025) 年 10 月 24 日 (第88回審査会第 1 部会) | ・ 第 9 回審議 |

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|---------|-------------|----------|
| 塚 本 純 | 宇都宮大学名誉教授 | 部会長 |
| 藤 田 昌 子 | 人権擁護委員 | |
| 美野輪 茂 | 元栃木県理事兼美術館長 | 部会長職務代理者 |
| 和 地 郁 枝 | 弁護士 | |

(五十音順)

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における分類 ※ | 審査会の判断 | |
|-------|--|----------------------------------|-----------------------|---|--------------------------|---|--|-----------------|--------------|---|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | | |
| 公文書1 | 回議書：令和6（2024）年度学校推薦型選抜に係る受験票の送付について（2023/9/26） | R 6（2024）年度学校推薦型選抜申込み一覧 | 非開示 | 全て | | | 【処分1】選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第7条第5号） | P | 部分開示 | 【審査会の判断：個人に関する情報】 ・出願人数に限っては、個人の特定につながるおそれがあることから非開示が妥当。 ・出願人数以外は開示が妥当。 |
| | | 令和6（2024）年度学校推薦型選抜受験者名簿（○○学科） | 非開示 | 全て | 部分開示 | ・1列目～10列目の項の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分1】個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの（条例第7条第2号） 【処分2】開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの（法第78条第1項第2号） | | 【処分2】開示請求対象外 | 【処分2】 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| | | 令和6（2024）年度学校推薦型選抜受験者名簿（○○学科本科） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| | | 令和6（2024）年度学校推薦型選抜受験者名簿（○○○○学科） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| | | 令和6（2024）年度学校推薦型選抜受験者名簿（○○○○学科） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| | | 書留・特定記録郵便物等差出票（○○学科） | 非開示 | 全て | 部分開示 | ・「お届け先のお名前」の項の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分1】同上 【処分2】同上 | | 【処分2】開示請求対象外 | 【処分2】 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| | | 書留・特定記録郵便物等差出票（○○学科本科） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| | | 書留・特定記録郵便物等差出票（○○○○学科） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| | | 書留・特定記録郵便物等差出票（○○○○学科） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| 公文書2 | 回議書：令和6（2024）年度学校推薦型選抜の結果について（○○学科）（2023/10/27） | 令和6（2024）年度学校推薦型選抜合格者名簿（○○学科） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| | | 令和6（2024）年度学校推薦型選抜受験者名簿（○○学科） | 非開示 | 全て | 部分開示 | ・1列目～12列目の項の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分1】同上 【処分2】同上 | | 【処分2】開示請求対象外 | 【処分2】 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| | | 学校推薦型選抜の結果について（○○○○○校あて通知） | 非開示 | 全て | 部分開示 | ・「受験者名」、「合格」、「不合格」の項の欄（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分1】同上 【処分2】同上 | | 【処分2】開示請求対象外 | 【処分2】 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| | | 学校推薦型選抜合格通知（合格者あて通知） | 非開示 | 全て | | | 【処分1】同上 | | | |
| 公文書3 | 回議書：「○○○○学部学校推薦型選抜実施要領」及び「○○○○学部一般選抜実施要領」並びに「○○○○学部入学者選考基準」について（2023/9/26） | ○○○○学部入学者選抜 学校推薦型選抜実施要領 一般選抜実施要領 | 部分開示 | 【○○○○学部学校推薦型選抜実施要領】 ・4 小論文試験 (1)○○学科及び(2)○○学科本科「イ 評定項目及び内容」 | | | 【処分1】選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第7条第5号） | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【○○○○学部学校推薦型選抜実施要領】 ・4 小論文試験 (1)○○学科及び(2)○○学科本科「ウ 小論文試験委員」 | | | 【処分1】同上 | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定されず、業務の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | 【○○○○学部学校推薦型選抜実施要領】 ・5 面接試験 (1)○○学科及び(2)○○学科本科「イ 評定項目及び内容」 | | | 【処分1】同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【○○○○学部学校推薦型選抜実施要領】 ・5 面接試験 (1)○○学科及び(2)○○学科本科「ウ 試験委員」の一部 | | | 【処分1】同上 | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定されず、業務の支障とはならないことから開示が妥当。 |

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における分類 ※ | 審査会の判断 | |
|-------|--|----------------------------------|-----------------------|--|--------------------------|-------|--|-----------------|--------|--|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | | |
| 公文書3 | 回議書：「〇〇〇〇学部学校推薦型選抜実施要領」及び「〇〇〇〇学部一般選抜実施要領」並びに「〇〇〇〇学部入学者選考基準」について(2023/9/26) | 〇〇〇〇学部入学者選抜 学校推薦型選抜実施要領 一般選抜実施要領 | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 小論文評定表（様式2－1）】 ・2列目～4列目の1段目の項及び2段目の項の一部 ・「得点」の項の欄の全て | | | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第7条第5号） | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 小論文評定表（様式2－1）】 ・2列目～4列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 小論文評定表（様式2－1）】 ・2列目～4列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定基準」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 小論文評定表（様式2－2）】 ・2列目～6列目の1段目の項及び2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 小論文評定表（様式2－2）】 ・2列目～6列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 小論文評定表（様式2－2）】 ・2列目～6列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定基準」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－1）】 ・2列目～6列目の1段目の項及び2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－1）】 ・2列目～6列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－1）】 ・2列目～6列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－2）】 ・2列目～6列目の1段目の項及び2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－2）】 ・2列目～6列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－2）】 ・2列目～6列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－2）】 ・2列目～6列目の1段目の項及び2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－2）】 ・2列目～6列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜 面接評定表（様式5－2）】 ・2列目～6列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部一般選抜実施要領】 ・4 一次試験 （3）小論文（〇〇学科）及び（4）小論文（〇〇学科専科） 「ウ 評定項目及び内容」 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部一般選抜実施要領】 ・4 一次試験 （3）小論文（〇〇学科）及び（4）小論文（〇〇学科専科） 「エ 小論文試験委員」及び「エ 選考委員」 | | | 【処分1】 同上 | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定されず、業務の支障とはならないことから開示が妥当。 |

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における分類 ※ | 審査会の判断 | |
|-------|--|----------------------------------|-----------------------|---|--------------------------|-------|--|-----------------|--------|--|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | | |
| 公文書3 | 回議書：「〇〇〇〇学部学校推薦型選抜実施要領」及び「〇〇〇〇学部一般選抜実施要領」並びに「〇〇〇〇学部入学者選考基準」について(2023/9/26) | 〇〇〇〇学部入学者選抜 学校推薦型選抜実施要領 一般選抜実施要領 | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部一般選抜実施要領】 ・4 一次試験 (3) 小論文 (〇〇学科) 「才 評価方法」の一部 | | | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの（条例第7条第5号） | C | 非開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が 特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部一般選抜実施要領】 ・5 二次試験 (1)〇〇学科及び(2)〇〇学科 「イ 評定項目及び内容」 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことか ら開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部一般選抜実施要領】 ・5 二次試験 (1)〇〇学科及び(2)〇〇学科 「ウ 試験委員」の一部 | | | 【処分1】 同上 | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が 特定されず、業務の支障とはならないことか ら開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜試験 小論文評定表（様式2－ 3）】 ・2列目～4列目の1段目の項及び2 段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことか ら開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜試験 小論文評定表（様式2－ 3）】 ・2列目～4列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはなら ないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行 われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜試験 小論文評定表（様式2－ 3）】 ・2列目～4列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定基準」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはなら ないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行 われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 小論文評定表（様式2－4）】 ・2列目～4列目の1段目の項及び2 段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことか ら開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 小論文評定表（様式2－4）】 ・2列目～4列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはなら ないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行 われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 小論文評定表（様式2－4）】 ・2列目～4列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定基準」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはなら ないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行 われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 小論文評定表（様式2－5）】 ・2列目～6列目の1段目の項及び2 段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことか ら開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 小論文評定表（様式2－5）】 ・2列目～6列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはなら ないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行 われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 小論文評定表（様式2－5）】 ・2列目～6列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定基準」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはなら ないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行 われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 小論文評定集計表（様式3－ 2）】 ・2列目～4列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が 特定されず、業務の支障とはならないこと から開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | 【令和(20)年度〇〇〇〇学部一般 選抜 面接評定表（様式5－3）】 ・2列目～6列目の1段目の項及び2 段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことか ら開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施べき。 |

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における分類 ※ | 審査会の判断 | |
|-------|--|----------------------------------|-----------------------|---|--------------------------|-------|--|-----------------|--------|--|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | | |
| 公文書3 | 回議書：「〇〇〇〇学部学校推薦型選抜実施要領」及び「〇〇〇〇学部一般選抜実施要領」並びに「〇〇〇〇学部入学者選考基準」について(2023/9/26) | 〇〇〇〇学部入学者選抜 学校推薦型選抜実施要領 一般選抜実施要領 | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部一般選抜 面接評定表（様式5-3）】 ・2列目～6列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの（条例第7条第5号） | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部一般選抜 面接評定表（様式5-3）】 ・2列目～6列目の項の欄の全て ・表外の「1 評定」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部一般選抜 面接評定表（様式5-3）】 ・「評定合計」の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | E | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部一般選抜 面接評定表（様式5-4）】 ・2列目～6列目の1段目の項及び2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部一般選抜 面接評定表（様式5-4）】 ・2列目～6列目の2段目の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | B | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部一般選抜 面接評定表（様式5-4）】 ・2列目～6列目の欄全て ・表外の「1 評定」 | | | 【処分1】 同上 | D | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【令和（20）年度〇〇〇〇学部一般選抜 面接評定表（様式5-4）】 ・「評定合計」の項の一部 | | | 【処分1】 同上 | E | 開示 | 開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価と示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部入学者選考基準】 ・2 入学者選考方法及び選考基準 (1) 学校推薦型選抜 「ウ 小論文試験委員及び面接試験委員」の一部 | | | 【処分1】 同上 | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定されず、業務の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部入学者選考基準】 ・2 入学者選考方法及び選考基準 (1) 学校推薦型選抜 「エ 評定項目及び評価」の一部 | | | 【処分1】 同上 | A及びD | 開示 | 【A】開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 【D】開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部入学者選考基準】 ・2 入学者選考方法及び選考基準 (2) 一般選抜 ア 一次試験 「(ウ) 合否判定」の一部 | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部入学者選考基準】 ・2 入学者選考方法及び選考基準 (2) 一般選抜 イ 二次試験 「(イ) 試験委員」の一部 | | | 【処分1】 同上 | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定されず、業務の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | 【〇〇〇〇学部入学者選考基準】 ・2 入学者選考方法及び選考基準 (2) 一般選抜 イ 二次試験 「(エ) 評定項目と評価」の一部 | | | 【処分1】 同上 | A及びD | 開示 | 【A】開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 【D】開示しても評価をする際の支障とはならないことから開示が妥当。 むしろ、開示することで適正な評価が行われていると示すことが可能。 |
| 公文書4 | 回議書：学校推薦型選抜試験問題検討委員会設置要領の制定及び学校推薦型選抜試験問題作成マニュアルの作成について(2023/6/5) | 学校推薦型選抜試験問題検討委員会設置要領 | 部分開示 | 【学校推薦型選抜試験問題作成マニュアル】 ・「1 問題作成について」の一部 ・「2 検討方法」の一部 | | | 【処分1】 同上 | G | 開示 | 問題作成過程の具体的な内容以外の情報であり、開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| 公文書5 | 回議書：令和6年度〇〇学科学校推薦型選抜 試験問題及び解答用紙の印刷について(2023/9/29) | 試験問題 | 非開示 | 全て | | | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 試験終了後であれば、開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における 分類※ | 審査会の判断 | |
|-------|---|-------------------------|-----------------------|---|--------------------------|-------|--|-----------------|--------|---|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | | |
| 公文書6 | 回議書：令和6(2024)年度 ○○○学部 学校推薦型選抜マニュアルの作成について (2023/9/28) | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜マニュアル | 部分開示 | ・4 学校推薦型選抜作業分担 (1) ○○学科本科 「担当者」の項の欄 1段目及び10段目の一部 | | | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの（条例第7条第5号） | H | 非開示 | 試験委員の個人名であり、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・4 学校推薦型選抜作業分担 (1) ○○学科本科 「担当者」の項の欄 2段目～5段目、7段目～9段目及び11段目～15段目 | | | 【処分1】 同上 | K | 開示 | 問題作成及び採点業務以外の業務の担当者であり、特定されても業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・4 学校推薦型選抜作業分担 (1) ○○学科本科 「担当者」の項の欄 6段目及び10段目の一部 | | | 【処分1】 同上 | C | 非開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・4 学校推薦型選抜作業分担 (2) ○○学科 「担当者」の項の欄 1段目、2段目の一部及び10段目的一部 | | | 【処分1】 同上 | H | 非開示 | 試験委員の個人名であり、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・4 学校推薦型選抜作業分担 (2) ○○学科 「担当者」の項の欄 2段目的一部、6段目及び10段目的一部 | | | 【処分1】 同上 | C | 非開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・4 学校推薦型選抜作業分担 (2) ○○学科 「担当者」の項の欄 3段目～5段目、7段目～9段目及び11段目～15段目 | | | 【処分1】 同上 | K | 開示 | 問題作成及び採点業務以外の業務の担当者であり、特定されても業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・5 試験当日の役割分担 (1) ○○学科本科 「担当者」の項の欄 1段目～5段目及び10段目～13段目 | | | 【処分1】 同上 | K | 開示 | 問題作成及び採点業務以外の業務の担当者であり、特定されても業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・5 試験当日の役割分担 (1) ○○学科本科 「担当者」の項の欄 6段目～9段目 | | | 【処分1】 同上 | H | 非開示 | 試験委員の個人名であり、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・5 試験当日の役割分担 (1) ○○学科本科 「業務内容」の項の欄 13段目的一部及び14段目 | | | 【処分1】 同上 | C | 非開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・5 試験当日の役割分担 (2) ○○学科 「担当者」の項の欄 1段目～3段目、5段目及び9段目～11段目 | | | 【処分1】 同上 | K | 開示 | 問題作成及び採点業務以外の業務の担当者であり、特定されても業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・5 試験当日の役割分担 (2) ○○学科 「担当者」の項の欄 6段目及び8段目 | | | 【処分1】 同上 | H | 非開示 | 試験委員の個人名であり、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・5 試験当日の役割分担 (2) ○○学科 「業務内容等」の欄 13段目的一部及び14段目 | | | 【処分1】 同上 | C | 非開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・10 天候不良等による繰り下げ措置について 学校推薦型選抜試験の繰り下げ時間 ○○学科本科 地域的な状況により遅れてきた受験生の対応 「1 小論文試験の教室及び監督者」の4行目的一部 | | | 【処分1】 同上 | K | 開示 | 問題作成及び採点業務以外の業務の担当者であり、特定されても業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・10 天候不良等による繰り下げ措置について 学校推薦型選抜試験の繰り下げ時間 ○○学科 地域的な状況により遅れてきた受験生の対応 「1 小論文試験の教室及び監督者」の3行目的一部及び「2」 | | | 【処分1】 同上 | K | 開示 | 問題作成及び採点業務以外の業務の担当者であり、特定されても業務に支障がないことから開示が妥当。 |

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における分類 ※ | 審査会の判断 |
|-------|---|-----------------------------|-----------------------|-------|--|-------|--|-----------------|--|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | |
| 公文書7 | ○○学科学校推薦型選抜願書 | 【提出書類】入学願書 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの（条例第7条第2号） | | |
| | | 【提出書類】履歴書 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】同上 | | |
| | | 【提出書類】成績に関する書類 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】同上 | | |
| | | 【提出書類】○○○○○○の卒業見込証明書 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】同上 | | |
| | | 【提出書類】推薦書 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】同上 | | |
| | | 【提出書類】「面接シート」 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】同上 | | |
| 公文書8 | 供覧書：第1回○○学科学校推薦型選抜検討委員会の結果について（2023/6/14） | 問題（案） | 非開示 | 全て | 【処分1】選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第7条第5号） | | G | 開示 | 問題作成過程の具体的な内容以外の情報であり、開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 問題作成過程の具体的な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから非開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 【審査会の判断：C】問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| 公文書9 | 供覧書：第2回○○学科学校推薦型選抜検討委員会の結果について（2023/6/26） | 問題（案） | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 開示 | 問題作成過程の具体的な内容以外の情報であり、開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 【審査会の判断：C】問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 問題作成過程の具体的な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから非開示が妥当。 |
| 公文書10 | 回議書：令和6年度学校推薦型選抜における小論文試験について（2023/9/7） | 問題（案） | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 開示 | 問題作成過程の具体的な内容以外の情報であり、開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 【審査会の判断：C】問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 問題作成過程の具体的な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから非開示が妥当。 |
| 公文書11 | 令和6（2024）年度○○学科学校推薦型選抜試験問題検討委員会（資料） | 表紙 | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 開示 | 問題作成過程の具体的な内容以外の情報であり、開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 【審査会の判断：C】問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |
| | | ①学校推薦型選抜者の入学卒業状況について | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 部分開示 | 【審査会の判断：個人に関する情報】・出願人數に限っては、人數が少數の場合、個人の特定につながるおそれがあることから非開示が妥当。・出願人數以外は開示が妥当。 |
| | | ②出題領域の経過 | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 問題作成過程の具体的な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから非開示が妥当。 |
| | | ③今年度の問題出題方針について | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 開示 | 問題作成過程の具体的な内容以外の情報であり、開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | 【様式】令和6年度○○学科学校推薦型選抜「面接シート」 | 非開示 | 全て | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 問題作成過程の具体的な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから非開示が妥当。 |
| | | | | | 【処分1】同上 | | G | 非開示 | 問題作成過程の具体的な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから非開示が妥当。 |

(別表 1)

(別表 1)

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における分類 ※ | 審査会の判断 | |
|-------|--|---------------------------------------|-----------------------|--|----------------------------|--|--|-----------------|---|--|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | | |
| 公文書15 | 回議書：令和6(2024)年度〇〇〇学部〇〇学科学校推薦型選抜の結果及び選考委員会の資料について(2023/10/23) | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜小論文集計表 | | | ・集計表の欄の全て(開示請求者本人に係る部分を除く) | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 | |
| | | | 部分開示 | ・面接者の印影 | 部分開示 | ・面接者の印影 | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(条例第7条第5号) 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | H | 非開示 | 試験委員の個人名であり、業務に支障があることから非開示及び不開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・総括表の欄の全て(「合計点」及び「平均点」の内容を除く) | | 【処分1】 同上 | L | 非開示 | 【審査会の判断：個人に関する情報】 個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | 部分開示 | ・「合計点」及び「平均点」の内容 | | 【処分1】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 | |
| | | | 部分開示 | | 部分開示 | ・「面接者印」(2~4列目)の項の欄 | 【処分2】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | ・「受験番号」、「面接者①」、「面接者②」、「面接者③」、「総合点」及び「面接者」の項の欄の全て | | 【処分1】 同上 | L | 非開示 | 【審査会の判断：個人に関する情報】 個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | 部分開示 | ・「特記事項」の項の欄の全て | 部分開示 | ・「特記事項」の項の欄の全て | 【処分1】 同上 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | | 部分開示 | ・「合計点」、「平均点」、「最高点」及び「最低点」の内容全て | | 【処分1】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 | |
| | | | 部分開示 | | 部分開示 | ・「面接者①」、「面接者②」、「面接③」の項の欄 ・「面接者」(①~③)の項の欄 | 【処分2】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | | 部分開示 | ・総括表の欄の全て(開示請求者本人に係る部分を除く) | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | 開示請求対象外 | 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 | |
| 公文書16 | 回議書：令和6(2024)年度〇〇〇学部〇〇学科学校推薦型選抜の合格者の決定について(2023/10/25) | 令和6(2024)年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜小論文集計表(様式3-1) | 部分開示 | ・集計表の欄の全て | | 【処分1】 個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの(条例第7条第2号) | | | | |
| | | | 部分開示 | ・「評定者得点」の2段目の項 ・表外の記載内容 | 部分開示 | ・「審議事項」の項の欄 | 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | F | 非開示 | 小論文及び面接の評定に関わる詳細な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから不開示が妥当。 |
| | | | 部分開示 | | 部分開示 | ・「一覧表」の欄の全て(開示請求者本人に係る部分を除く) ・「〇〇〇〇〇〇別受験状況」の欄の全て | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | 開示請求対象外 | 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 | |
| | | | | | | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(条例第7条第5号) | L | 非開示 | 【審査会の判断：個人に関する情報】 個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | | | 部分開示 | ・「評定者得点」の2段目の項 ・表外の記載内容 | 【処分1】 同上 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | C | 非開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定され、業務に支障があることから非開示が妥当。 |

(別表1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における分類 ※ | 審査会の判断 |
|-------|---|--|-----------------------|--|---|-------|------------------------|--|--|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | |
| 公文書16 | 回議書：令和6(2024)年度〇〇〇〇学部〇〇学科推薦型選抜の合格者の決定について (2023/10/25) | 令和6(2024)年度〇〇〇〇学部学校推薦型選抜小論文集計表（様式3-1） | 部分開示 | ・「評定者得点」の項の欄 | 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第78条第1項第7号） | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 | 【審査会の判断】 開示請求対象外 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜小論文集計表 | 部分開示 | ・「備考」の項の欄 | 【処分2】 同上 | F | 非開示 | 小論文及び面接の評定に関わる詳細な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから不開示が妥当。 | 【審査会の判断】 開示請求対象外 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（様式6-1） | 部分開示 | ・集計表の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの（法第78条第1項第2号） | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断】 開示請求対象外 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「備考」の3段目の項 | 【処分1】 同上 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第78条第1項第7号） | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「素点」及び「100点換算」の「平均点」、「最高点」及び「最低点」の内容 | 【処分1】 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「評定者得点」及び「備考」の項の欄 | 【処分2】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・集計表の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの（法第78条第1項第2号） | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・面接者の印影 | 【処分1】 同上 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第78条第1項第7号） | H | 非開示 | 試験委員の個人名であり、業務に支障があることから非開示及び不開示が妥当。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「総括表の欄（「合計点」及び「平均点」の内容を除く） | 【処分1】 同上 | L | 非開示 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「合計点」及び「平均点」の内容 | 【処分1】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「面接者印」の項の欄 | 【処分2】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・総括表の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの（法第78条第1項第2号） | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「受験番号」、「面接者①」、「面接者②」、「面接者③」、「総合点」及び「面接者」の項の欄の全て | 【処分1】 同上 | L | 非開示 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「特記事項」の項の欄の全て ・手書きの数値の一部 | 【処分1】 同上 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第78条第1項第7号） | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。 「特記事項」の欄は、本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） | 部分開示 | ・「合計点」、「平均点」、「最高点」及び「最低点」の内容全て ・手書きの数値の一部 | 【処分1】 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 | 【審査会の判断】 個人に関する情報個人情報であることから非開示が妥当。 |
| | | | | | | | | | |

(別表 1)

| 公文書番号 | 公文書名 | 公文書の内訳 | 処分1 (公文書開示請求に係る処分) | | 処分2 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における 非開示及び不開示理由 | 実施機関における 分類※ | 審査会の判断 | |
|-------|---|--|-----------------------|-----------------|--------------------------|--|--|-----------------|---|---|
| | | | 区分 | 非開示部分 | 区分 | 不開示部分 | | | | |
| 公文書16 | 回議書：令和6(2024)年度〇〇〇〇学部〇〇学科推薦型選抜の合格者の決定について(2023/10/25) | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜面接総括表（面接者別結果一覧）（様式6-1活用） 令和6(2024)年度学校推薦型選抜結果一覧表（様式7-1） 令和6(2024)年度学校推薦型選抜合格者名簿（案） | 部分開示 | | 部分開示 | ・「面接者①」、「面接者②」、「面接者③」の項の欄 ・「面接者（①～③）」の項の欄 | 【処分2】 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第78条第1項第7号） | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | | | | | ・総括表の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの（法第78条第1項第2号） | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| | | | 非開示 | 全て | 部分開示 | ・「審議事項」の項の欄 | 【処分1】 個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの（条例第7条第2号） | | | |
| | | | | | | ・「結果一覧表」の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） ・「〇〇〇〇〇〇別受験状況」の欄 | 【処分2】 開示請求者本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの（法第78条第1項第2号） | F | 非開示 | 小論文及び面接の評定に関わる詳細な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから不開示が妥当。 |
| | | | 非開示 | 全て | | 【処分1】 同上 | | | | 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| 公文書17 | 回議書：栃木県立〇〇〇〇〇〇校〇〇〇〇学部〇〇学科の学校推薦型選抜に係る推薦書について(2023/9/1) | 令和6(2024)年度〇〇〇〇〇〇校〇〇〇〇学部〇〇学科の学校推薦型選抜受験者一覧 | 部分開示 | ・「氏名」及び「学科」の項の欄 | 部分開示 | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第7条第5号） | L | 非開示 | 【審査会の判断：個人に関する情報】 個人情報であることから非開示が妥当。 | |
| | | | | | | ・一覧の欄の全て（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分2】 同上 | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| | | 【提出書類】推薦書 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】 個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの（条例第7条第2号） | | | |
| | | 学籍簿 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】 同上 | | | |
| 公文書18 | 回議書：令和6(2024)年度〇〇〇〇学部〇〇学科の学校推薦型選抜に係る書類の提出について(2023/9/6) | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜について | 部分開示 | ・表の1列目～3列目の項の欄 | 開示 | — | 【処分1】 選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第7条第5号） | L | 非開示 | 【審査会の判断：個人に関する情報】 個人情報であることから非開示。 |
| | | | | | 部分開示 | ・「受験者名」、「学科名」の項の欄（開示請求者本人に係る部分を除く） | 【処分2】 同上 | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断：開示請求対象外】 開示請求の対象とならない（いわゆる「白抜き処理」）部分であるため。 |
| | | 入学願書・履歴書 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】 個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの（条例第7条第2号） | | | |
| | | 推薦書 | 非開示 | 全て | 開示 | — | 【処分1】 同上 | | | |

※ 答申10ページの「表1」の分類

(別表2)

| 公文書番号 | 公文書名 | 処分3 (保有個人情報開示請求に係る処分) | | 実施機関における不開示理由 | 実施機関における分類※ | 審査会の判断 | |
|-------|---------------------------------------|--------------------------|---|---|-------------|---------|---|
| | | 区分 | 非開示部分 | | | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| 公文書19 | 令和6(2024)年度○○○○学部一般選抜結果一覧表(一次)(様式8-1) | 部分開示 | ・「小論文で「2」以下の評定をした試験委員数」の下段の項 | 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | 部分開示 | ・一覧表の欄の全て(本人に係る部分を除く) | 本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断:開示請求対象外】開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 |
| 公文書20 | 令和6年度小論文試験集計表 | 部分開示 | ・「評定者得点」の2段目の項 ・「評定2以下の状況(△:2、▲1)」の3段目の項 | 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | C | 開示 | 問題作成関係職員・試験委員・面接委員が特定されず、業務の支障とはならないことから開示が妥当。 |
| | | 部分開示 | ・「評定者得点」の3段目の項 ・「評定2以下の状況(△:2、▲1)」の2段目の項 | 同上 | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | 部分開示 | ・一覧表の欄の全て(本人に係る部分を除く) | 本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断:開示請求対象外】開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 |
| 公文書21 | 令和6年度○○学試験集計表 | 部分開示 | ・集計表の欄の全て(本人に係る部分を除く) | 同上 | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断:開示請求対象外】開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 |
| 公文書22 | 令和6(2024)年度一般選抜結果一覧表(様式8-1) | 部分開示 | ・「「2」以下の評定をした試験委員数」の下段の項 | 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | 部分開示 | ・一覧表の欄の全て(本人に係る部分を除く) | 本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断:開示請求対象外】開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 |
| 公文書23 | 面接試験総括表 | 部分開示 | ・9列目~14列目の上段の項 | 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | 部分開示 | ・9列目~14列目の下段の項 | 同上 | N | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | 部分開示 | ・総括表の欄の全て(本人に係る部分を除く) | 本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断:開示請求対象外】開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 |
| 公文書24 | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜小論文集計表 | 部分開示 | ・「備考」の2段目及び3段目の項 | 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | A | 開示 | 開示しても試験の支障とはならないことから開示が妥当。本来であれば公表の上、入試を実施すべき。 |
| | | 部分開示 | ・「評定者得点」及び「備考」の項の欄 | 同上 | M | 開示 | 試験委員が特定されなければ、業務に支障がないことから開示が妥当。 |
| | | 部分開示 | ・集計表の欄の全て(本人に係る部分を除く) | 本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断:開示請求対象外】開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 |
| 公文書25 | 令和6(2024)年度学校推薦型選抜結果一覧表(様式7-1) | 部分開示 | ・「審議事項」の項の欄 | 開示により選抜事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第78条第1項第7号) | F | 非開示 | 小論文及び面接の評定に関わる詳細な内容であり、適正な試験の実施に影響を及ぼすことから非開示が妥当。 |
| | | 部分開示 | ・一覧表の欄の全て(本人に係る部分を除く) | 本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの(法第78条第1項第2号) | | 開示請求対象外 | 【審査会の判断:開示請求対象外】開示請求の対象とならない(いわゆる「白抜き処理」)部分であるため。 |

※ 答申10ページの「表1」の分類